

8 危機管理

1 学校における危機管理

危機管理とは、生命や心身等に危害をもたらす様々な危険の防止に努めることであり、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限に適切かつ迅速に対処することである。

(1) 学校における危機管理

① 学校における危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、次の3項目に整理される。

- ・ 児童生徒や教職員の生命や身体を守り、安全を確保すること
- ・ 児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- ・ 児童生徒の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること

② 危機管理の取組

学校は、法律等で定められた計画・要領を作成し、危機管理に取り組まなければならない。

(学校保健安全法より)

危機管理の取組は、事前・発生時・事後の3段階に分け具体的に示すことが大切である。

- ・ 未然防止に向けた取組(事前の危機管理)
- ・ 危機発生時の対応(発生時の危機管理)
- ・ 対応の評価と再発防止に向けた取組(事後の危機管理)

(2) 危機管理マニュアルの整備

① 危機管理マニュアルへの記載事項

マニュアルの作成・見直しにあたっては、「学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～(改訂版)」を踏まえるとともに、文部科学省等が作成したマニュアル等を参考にし、随時最新の情報に更新する。

その際、犯罪の発生状況等を含む学校や地域の安全に関する実態、児童生徒の実態、学校規模、地域の関係機関・団体などの協力体制、学校施設の状況等を考慮する。

② 危機管理マニュアル作成上の留意

危機管理マニュアルの作成については、次の項目に考慮し具体的に示すことが重要である。

- ・ 最悪の状況を想定すること
- ・ 必要な対応、手順を明示すること
- ・ 関係機関等の連絡先を明示すること
- ・ 関係機関等から助言を得ること
- ・ 関係機関等との連携を図ること

③ 危機管理の体制

学校の危機管理は、学校内外における学習時はもちろん、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長、教頭、あるいは安全担当の教職員が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定しておく必要がある。

④ 危機発生時の対応

危機発生時の対応は、次の項目に従って組織的にかつ迅速に行うことが必要である。

- ・ 冷静な初動対応
- ・ 危機発生時、限られた時間・人員の中で、可能な限り客観的で正確な事実を把握するよう

努め、最優先課題は何かを見極め、応急対応に取り組むなど、冷静な対応を心掛ける。

- ・ 組織的な対応

校長のリーダーシップのもと、早急に危機管理の体制を確立し、必要な人員の確保、役割分担の明確化、適切な情報管理、児童生徒等への対応に努める。

- ・ 記録の作成・保存

時系列で正確かつ詳細な記録の作成・保存を行う。

- ・ 報道機関への対応

報道機関への対応は、説明する事実の整理、個人情報の保護、誠意ある対応が求められる。

- ・ 心のケア

心の健康問題については、児童生徒の発達段階、危機発生時の状況の程度や危機が生じてからの時間経過によって、その内容と特徴に差がみられる。これらを正しく理解するとともに、学校と家庭が協力して専門家や専門機関等と連携を図りつつ、注意深く教育的な配慮を行っていく必要がある。

(3) 対応の評価と再発防止に向けた取組

① 危機管理対応の評価

事態の収束後、危機発生時に行った対応について、作成した記録等から、評価・分析を行い、問題点、改善点を抽出する。

② 再発防止に向けた取組

評価・分析等によって得た問題点、要改善点等に基づき、再発防止策を検討する。

(4) その他留意すべき事項

① 情報公開等への対応

学校の教育方針・教育活動などの情報を普段から保護者・地域に提供することは、学校に対する理解と協力を得るためだけでなく、保護者・地域と共に問題解決に当たるためにも重要な取組である。

2 学校安全

学校安全上の危機管理に関係する問題は、風水害・地震・火災・防犯など数多くの事案がある。これについての未然防止のポイントや発生時以降の対応のポイント及び情報収集等については、「学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～（改訂版）」を参照されたい。この頁では、学校安全の基本的な内容や考え方について解説する。

(1) 学校における安全管理の考え方

学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実践的なものとする必要がある。

(2) 事故等の未然防止のための安全管理

① 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

学校環境の安全を保つためには校舎内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。

② 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に見出し、事故を未然に防止するために行うものである。学校生活の安全管理を効果的なものにするには、安全管理の観点と方法を切に定め、全教職員で共通の理解を図る必要がある。

③ 通学の安全管理

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に応じた安全管理が主な対象となる。安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策などを行う必要がある。

これらについては、専門家や地域、保護者等との連携や児童生徒の参加など、実効性のある取組を進めていくことが求められる。

(3) 事故等の発生に備えた安全管理

事故等が発生した場合、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全教職員がその手順について理解し、身につけておくことが大切である。さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

(4) 災害発生時の対応（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）

① 緊急連絡体制の整備

災害発生時等に実際に機能するよう、様々な場面・状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、訓練等を行う。

② 緊急対応体制の整備

災害対応のための組織（学校防災本部）を設置し、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。教職員の出張や休日中の非常配備の場合や管理職、防災担当者が不在の場合にも対応できるように、当初人数が少ない場合には複数班に所属し役割を兼務したり、代行順位を明らかにしたりしておく必要がある。

③ 避難が必要な場合

教職員は、避難方法を習熟し、災害発生時には児童生徒の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。避難の際に必要な物品等はすぐに携行できるよう

に準備しておき、訓練で実際に活用してみる。また、停電時を考え放送以外の方法でも全ての児童生徒等に情報を周知できるよう体制を整えておく。

(5) 事後の対応と学校事故対応

危機がいったんおさまった後、速やかに児童生徒の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要である。また、必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要である。

(6) 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点

幼稚園等は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間、通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組む必要がある。

障がいのある児童生徒等の安全を確保するためには、一人ひとりの障がいを理解し把握するとともに、障がいのある児童生徒等も、自分の障がいの状態や特性等を理解し、安全に留意して学校生活を送れるように指導することが大切である。

(7) 安全管理の評価

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。評価の観点、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておく必要がある。評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。

<p>学校安全・防災教育 (島根県HP)</p> 	<p>文部科学省×学校安全 (文部科学省HP)</p> 
--	--